

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 8日

和歌山県知事 殿

提出者

住 所 和歌山県紀の川市名手市場294-1

氏 名 医療法人 共栄会 名手病院
理事長 池田 宜史

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0736-75-5252



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 共栄会 名手病院
事業場の所在地	和歌山県紀の川市名手市場294-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	外来患者数 1日 150名、入院患者数 1日 100名
③ 従業員数	287名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①発生 ↓ ②分別 ↓ ③感染性廃棄物 → 保管 → 収集運搬 → 焼却

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	72 t	t
	（これまでに実施した取組） ○感染対策を徹底していたが、コロナ感染患者の受け入れや院内クラスター発生等により、感染対策関連の廃棄が通常時より大幅に増大した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	40 t	t
	（今後実施する予定の取組） ○感染対策を徹底し、感染の被害を最小限にする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙参照
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙参照

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	72 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	72 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当院にて、一時保管後は、速やかに回収をしてもらっている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	40	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	40	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t
	(今後実施する予定の取組) ○感染対策を徹底し、感染の被害を最小限にする。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

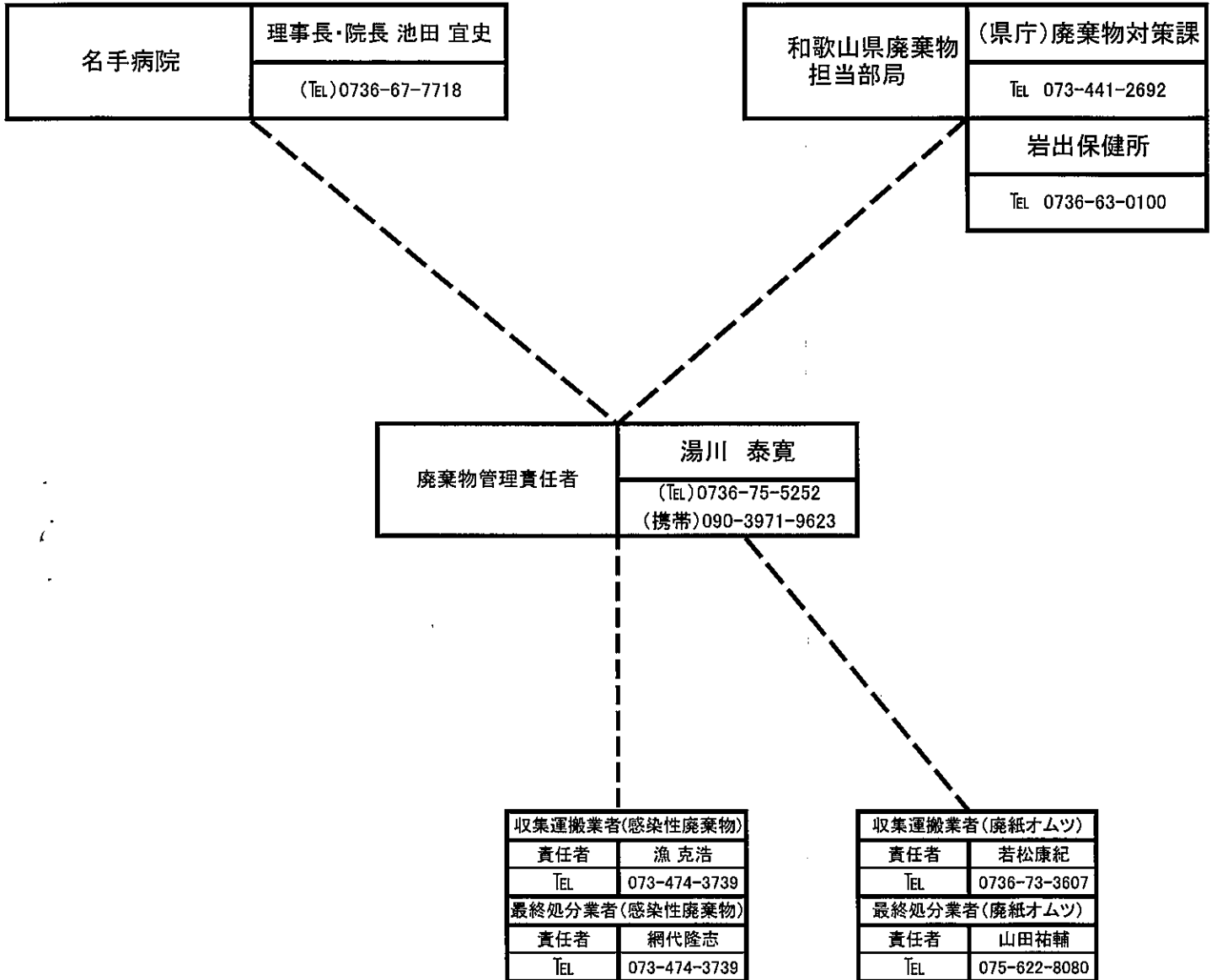
1 発生状況(種類、量、場所)

廃棄物の種類			発生量	発生場所							
区分	種類	種類		外来	病棟		検査部	薬局	放射線科	透析セン	栄養課
					2階	3階					
汚泥	感染	血液及び血液製剤	3 ㌔/月	○	○	○	○		○	○	
廃液	感染	クロロホルム、フェノール、クレゾール、有機溶剤等の廃液	1 ㌔/月	○	○	○	○			○	○
廃プラスチック類	感染	透析器具、チューブ、フィルター類 血液が付着したカテーテル、ドレーン、チューブ、輸血セット パック、シリンジ	1800 kg/月	○	○	○	○			○	
ガラスくず及び陶磁器くず	非感染	血液等の付着していないアンプル、ガラス製の器具、ビン、 その他のガラス製品、ギブス、石膏類、陶磁製の器具等	50 kg/月	○	○	○	○			○	
金属くず	感染	注射針、切開器具	100 kg/月	○	○	○	○			○	○
ゴムくず	感染	検査等に使用した手袋、ディスポーザブル、ゴム類	5 kg/月	○	○	○	○		○		○
その他	非感染	新聞、雑誌、紙類	100 kg/月	○	○	○	○	○	○	○	○
	感染	血液が付着した包帯、ガーゼ、絆創膏、創傷被覆材、 紙類、尿カップ、紙おむつ、組織	1600 kg/月	○	○	○	○		○	○	○

②分別、梱包及び院内処理要領と保管方法

分 別		回収容器	院内保管	院内処理	色別	移動	回収搬出	委託業者	院外処理要領	
区 分	種 類									
可燃物	非感染性	紙製、新聞、雑誌等で医療に使用しないもの	家庭用一般ポリ容器 ポリ袋、ダンボール箱等	一般用ゴミ	ゴミ貯留	無	カート	毎日	(収集・処分) 株式会社 大瀧商店	紀の海クリーンセンター
	感染性	(血液が付着したもの) 注射針、包帯類、ガーゼ類 脱脂綿、紙	指定容器 (バイオハザードマーク)	感染性廃棄物保管所	ゴミ貯留	橙	カート	週1回	(収集) 株式会社 産九	焼却
		(透析器具一式) カテーテル類、ドレイン類 チューブ類、輸液、 点滴ボトル、パック類 その他							(処分) 株式会社 産九	
		(廃紙おむつ)							指定容器	
不燃物	非感染性	血液及び菌付着のガラス板・針等	指定容器 (バイオハザードマーク)	感染性廃棄物保管所	ゴミ貯留	黄	カート	週1回	(収集) 株式会社 産九 (処分) 株式会社 産九	焼却
		ビン類	ドラム缶	ガラス・瓶保管所	ゴミ貯留	無	カート	年1回	松田商店	中間処理→破 砕 処 分→大阪処分場

③関係者への連絡体制



備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。